

関西学生陸上競技連盟規約



関西学生陸上競技連盟

1921(大正10)年	4月	制定	1994(平成6)年	4月	改正
1928(昭和3)年	1月	改正	1997(平成9)年	2月	改正
1929(昭和4)年	1月	改正	2005(平成17)年	3月	改正
1967(昭和42)年	1月	改正	2006(平成18)年	2月	改正
1969(昭和44)年	1月	改正	2009(平成21)年	3月	改正
1971(昭和46)年	1月	改正	2012(平成24)年	8月	改正
1975(昭和50)年	5月	改正	2015(平成27)年	3月	改正
1976(昭和51)年	5月	改正	2016(平成28)年	3月	改正
1978(昭和53)年	1月	改正	2017(平成29)年	3月	改正
1979(昭和54)年	1月	改正	2018(平成30)年	3月	改正
1989(平成元)年	7月	改正	2019(平成31)年	3月	改正
			2020(令和2)年	3月	改正

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、関西学生陸上競技連盟（The Inter Collegiate Athletic Association of Kansai 略称I. C. A. A. K）と称す。
- 第2条 本連盟は、学生競技者精神に則り、関西における学生陸上競技を総括し、かつこれを代表する独立学生自治団体であって、広く陸上競技の普及発展を図りスポーツ界に範を示すことを目的とする。
- 第3条 本連盟は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
1. 関西学生陸上競技対校選手権大会
 2. 関西学生対校駅伝競走大会
 3. 関西学生対校女子駅伝競走大会
 4. 関西学生陸上競技種目別選手権大会兼混成選手権大会
 5. 関西学生新人陸上競技選手権大会兼ディムライトリレーズ
 6. 大阪学生陸上競技対校選手権大会
 7. 京都学生陸上競技対校選手権大会
 8. 兵庫学生陸上競技対校選手権大会
 9. 京都学生駅伝競走大会
 10. 関西学連競技会（記録会）
 11. 全日本大学駅伝関西地区選考会
 12. 秩父宮賜杯西日本学生陸上競技対校選手権大会
 13. 関西学連強化委員会
 14. 関西学連普及・育成委員会
 15. 関西学連競技委員会
 16. 関西学連公認審判員講習会
 17. 関西学連ドーピング講習会
 18. 本連盟の目的に適う一切の出版
 19. その他本連盟の目的に適う一切の事業
- 第4条 本連盟は、その本部を大阪市福島区福島4丁目6番2号 アメニティ福島205号に置く。

第2章 組 織

- 第5条 本連盟は、大阪・京都・兵庫・奈良・和歌山・滋賀の各府県所在地の大学、短期大学及び高等専門学校をもって組織する。
- 第6条 本連盟は、下記の3つの支部に分けられる。
1. 大 阪（大阪、奈良、和歌山）
 2. 京 都（京都、滋賀）
 3. 兵 庫（兵庫）

第3章 加盟校

- 第7条 本連盟に加盟しうる学校（以下、加盟校という）の資格は、上記第5条に適合し、学校教育法、同施設細則の学校設置基準により設置された大学、短期大学設置基準により設置された短期大学及び高等専門学校設置基準により設置された高等専門学校とする。ただし、特別の理由があり代表員総会で認められた場合はこの限りではない。
- 第8条 加盟校は、本連盟に加盟するに際して本連盟の規約及び公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下、日本連合と称する）の規約を履行することを承認しなければならない。
- 第9条 加盟校は、新年度の第1回代表員総会までに当該年度の役員名及び加盟校の所在地に加えて、必要に応じて対校戦及び競技会等の事業予定を本連盟に提出しなければならない。
- 第10条 加盟校は、本連盟が指定する期日までに当該年度の個人継続登録、個人新規登録及び個人追加登録をそれぞれ行わなければならない。
- 第11条 加盟校は、住所、氏名等の本連盟への登録事項に変更のある場合は、遅滞なく届出なければならない。
- 第12条 加盟校が主催する対校戦及び競技会の記録は、終了後1週間以内に本連盟に提出しなければならない。
- 第13条 本連盟に新たに加盟を希望する学校は、公認団体証明書、加盟申請書、規約誓約書の提出をもって申請しなければならない。
- 第14条 加盟校は、本連盟と類似した団体を組織することができない。

第4章 会員資格

- 第15条 本連盟の会員とは、本連盟加盟校の学生であって、かつ第10条に定める手続きを経た者であり、陸上競技を愛好し陸上競技を通じて自ら心身を鍛練し、もって良き社会人となることを目指す者をいう。
- 第16条 会員は、次の条件を満たさなければならない。
 1. 会員は、本連盟加盟校の学生でなければならない。
 2. 学生の範囲は、学校教育法第90条に定めた学生及び第91条の専攻科、別科の学生並びに第102条の定めによる大学院生とする。ただし、第118条に定めた高等専門学校の学生は、入学後3年次を経たものに限る。
 3. 前項の加盟校会員は、その在籍期間中登録することができる。
- 第17条 次の各項に触れる者は、会員としての資格を失う。
 1. 会員としてその入会期間を終えた者。
 2. 自ら退会を申し出た者。
 3. 会員精神に反する行為をした者。
- 第18条 同一年度内において一度登録した後休学した者については、復学すれば会員資格を再有するものとする。
- 第19条 本連盟加盟校の会員として、加盟校における学業課程を終了せず他校に転じた者は事項発生より1年間、会員としての資格を失う。

第5章 役員

- 第20条 本連盟に次の役員を置く。
- | | | | | |
|----|-------------|------|--------------|-----|
| 役員 | 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 若干名 |
| | 3. 監事 | 2名 | 4. ヘッドコーチ | 1名 |
| | 5. 普及・育成委員長 | 1名 | 6. 競技委員会委員長 | 1名 |
| | 7. 連合派遣理事 | 2名以内 | 8. 顧問 | 若干名 |
| | 9. 評議員 | 若干名 | 10. ヘッドコーチ補佐 | 若干名 |

	11. 強化委員会コーチ	若干名	12. 普及・育成委員会コーチ	若干名
	13. 競技委員会委員	若干名	14. コーチ団	若干名
	15. 医師団	若干名		
事務局	16. 事務局長	1名		
学生役員	17. 幹事長	1名	18. 秘書	1名
	19. 会計	1名	20. 会計補佐	1名
	21. 登録部長	1名	22. 記録部長	1名
	23. 支部長	各1名	24. 常任幹事	若干名

- 第21条 第20条の役員は、代表員総会で決定する。
- 第22条 本連盟に、名誉会長を置くことができる。名誉会長は、会長が評議員会に諮問して、代表員総会に推薦される。
- 第23条 会長は会長人事委員会(以下委員会と称する)で審議し、会長が委員会の結果を踏まえて次期会長を指名する。会長人事委員会の構成員は以下の通りとし、委員長は前会長が担うものとする。
1. 会長
 2. 副会長
 3. ヘッドコーチ
 4. 連合派遣理事
 5. 監事
 6. 事務局長
 7. 評議員 2名
- 会長が指名した次期会長は、顧問に諮問するとともに評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。会長は、本連盟を代表する。
- 第24条 副会長は、現存している会賓・会友、第20条の役員及び第20条の役員が推薦した者の中から会長が指名し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できなくなった場合は、その業務を代行する。
- 第25条 監事は、評議員会が指名し、代表員総会に推薦される。監事は、本連盟の業務を監査する。
- 第26条 ヘッドコーチ、普及・育成委員長及び競技委員長は会長が指名し、代表員総会に推薦される。ヘッドコーチは、会員の競技力向上に関する業務を、普及・育成委員長は、会員の普及・育成に関する業務を、競技委員長は、競技会運営に関する業務を統括する。
- 第27条 連合派遣理事（日本連合に派遣する理事）は、会長が指名し、代表員総会に推薦される。また、本連盟が関わる団体から理事等の派遣を求められた場合も同様に会長が指名し、代表員総会に推薦される。
- 第28条 顧問は、会長・副会長・ヘッドコーチ・連合派遣理事を退いた者、または会長が推薦した者が満70歳以上に達した場合に評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。顧問は、本連盟の最重要事項の諮問に応じる。
- 第29条 評議員は、加盟校が部長・監督・コーチ及びOB・OGの中から推薦する者、第20条の役員が推薦する者を原則とし、代表員総会に推薦される。評議員は、本連盟の業務全般についての諮問に応じ、助言を与える。
- 第30条 コーチは、加盟校またはヘッドコーチから代表員総会に推薦される。なお、コーチの各加盟校から推薦される人数は最大3名までとする。コーチはコーチ団を構成する。

- 第31条 強化委員会コーチはヘッドコーチが加盟校から推薦されたコーチ及び自らが推薦したコーチを代表員総会に推薦し、構成される。なお、ヘッドコーチは強化を円滑に推進する役割を担うヘッドコーチ補佐を強化委員会コーチから若干名指名することができる。ヘッドコーチ補佐はヘッドコーチの指示のもと強化委員会コーチと連携を取りながら本連盟に加盟する会員の更なる競技力の向上を図る。
- 第32条 普及・育成委員会コーチは普及・育成委員長が加盟校より推薦されたコーチ及び自らが推薦したコーチをヘッドコーチと相談の上、代表員総会に推薦し、構成される。普及・育成委員会コーチは本連盟に加盟する会員の競技力の普及・育成を図る。
- 第33条 競技委員会委員は本連盟学生役員経験者から競技委員会委員長により、代表員総会に推薦される。競技委員会委員はヘッドコーチを含め、強化委員会コーチと連携し、主催大会の円滑な運営を図る。
- 第34条 医師団は、第20条の役員により、代表員総会に推薦される。医師団は、本連盟主催競技会及び加盟校から依頼された競技会で医事活動を行う。
- 第35条 事務局長は会長が指名し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。事務局長は、本連盟の第3条に定める事業を達成するために、学生役員に対して適宜指導、助言を行う。
- 第36条 幹事長は、前年度学生役員により、代表員総会に推薦される。ただし加盟校の会員の中より立候補者がでた場合は代表員総会において選挙を行い、過半数でこれを決定する。幹事長は、会員の代表として本連盟業務を総括する。
- 第37条 秘書、会計、会計補佐、登録部長、記録部長及び支部長は、前年度学生役員により、代表員総会に推薦される。ただし加盟校の会員の中より立候補者が出た場合は、代表員総会において選挙を行い、過半数でこれを決定する。秘書は、幹事長を補佐し、幹事長が業務を遂行できなくなった場合は、その業務を代行する。会計は、本連盟の会計業務を統括する。会計補佐は、会計を補佐し、会計が業務を遂行できなくなった場合は、その業務を代行する。登録部長は、本連盟の登録業務を統括する。記録部長は、本連盟に関する記録情報処理業務を統括する。支部長は、各支部に関する業務を統括する。
- 第38条 常任幹事は、加盟校が推薦する。常任幹事は、第37条及び第38条の学生役員を補佐し一般業務を取り行う。
- 第39条 本連盟は必要に応じ学生役員として、競技部長、広報部長を常任幹事会に置くことができ、幹事長により代表員総会に推薦される。競技部長は競技に関する専門事項を処理する。広報部長は、本連盟主催事業運営のためにマスメディア・印刷会社等と連絡を取る。
- 第40条 第20条の役員は会長が委嘱する。役員（事務局長を含む）の任期は2年とし、その期間は4月1日～3月31日までとする。また、学生役員は1年とし、その期間は1月1日～12月31日までとする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第41条 学生役員は選出後、原則として本連盟の会員資格を失った時はその資格を失ったものとする。
- 第42条 学生役員の幹事長・秘書・会計に関しては、同一の学校から2名以上派遣する事はできない。ただし上記三役を含む常任幹事は同一の学校から原則4名まで派遣できる。
- 第43条 役員は本連盟業務に関して報酬を原則受けることはできない。
- 第44条 本連盟に現存している会賓・会友を置く。

第 6 章 会 議

- 第 4 5 条 本連盟に次の会議を設ける。
1. 代表員総会
 2. 役員会
 3. 評議員会
 4. 強化委員会
 5. 普及・育成委員会
 6. 競技委員会
 7. コーチ会議
 8. 常任幹事会
 9. 医事委員会
- 第 4 6 条 代表委員は各校 1 名とし、それぞれ加盟校の代表として代表員総会を構成する。各々一票の議決権を持つ。
- 第 4 7 条 代表員総会は、本連盟の最高議決機関である。代表員総会には定例代表員総会・臨時代表員総会があり、定例代表員総会は毎年 2 回行う。臨時代表員総会は会長及び幹事長が必要と認めた時、または加盟校の 3 分の 1 以上が書面を以って要求した時に行う。代表員総会はともに会長がこれを召集する。
- 第 4 8 条 代表員総会に付議される事項は次の通りである。
1. 事業報告及び事業計画
 2. 予算の決定と決算の承認
 3. 役員の決定
 4. 会賓、会友の承認
 5. 規約の改正
 6. その他の重要な事項
- 第 4 9 条 代表員総会は代表委員の過半数の出席を以って成立し、出席議決権数の過半数を以って決する。但し、委任状は出席数として認めるが、議決権はないものとする。本連盟役員は代表員総会に出席し、それぞれの資格で意見を述べる事ができる。
- 第 5 0 条 代表員総会の議長は、代表員総会で選出する。代表委員より出ない場合は、幹事長がこれを務める。
- 第 5 1 条 役員会は、会長、副会長、監事、ヘッドコーチ、幹事長、秘書、会計で構成し、本連盟の業務に関する重要事項について協議する。会長がこれを召集する。なお、事務局長は役職上、会長が必要と認めた場合には出席することができる。
- 第 5 2 条 評議員会は、会長及び幹事長が必要と認めた時、会長がこれを召集する。評議員会は、運営に関する事項の諮問機関である。役員は、それぞれの資格で出席して意見を述べる事ができる。
- 第 5 3 条 強化委員会は、ヘッドコーチ、ヘッドコーチ補佐、競技委員長及び強化委員会コーチで構成され、ヘッドコーチが委員長となり、これを召集する。また、ヘッドコーチが必要に応じ、認めた者も出席することが可能である。
- 第 5 4 条 普及・育成委員会は、普及・育成委員長、競技委員長及び普及・育成委員会コーチで構成され、普及・育成委員長がこれを召集する。
- 第 5 5 条 競技委員会は、競技委員長及び競技委員会委員で構成され、競技委員長がこれを召集する。
- 第 5 6 条 コーチ会議は、ヘッドコーチ、競技委員長及びコーチ団で構成されヘッドコーチがこれを召集する。強化委員会及び普及・育成委員会で協議された事項等について、意見を述べる事ができる。
- 第 5 7 条 常任幹事会は、幹事長、秘書、会計、会計補佐、登録部長、記録部長、支部長、及び常任幹事で構成される。幹事長が必要と認めたときは、幹事長がこれを召集する。本連盟の業務執行機関である。

- 第58条 医師団は医事委員会を構成し、以下の事業を行う。
- ① 本連盟主催競技会及び加盟校から依頼された競技会の医事活動に関する事項
 - ② 本連盟主催及び関係する競技会におけるドーピング検査に関する事項
 - ③ 学生競技者及び指導者に対するドーピング防止にかかわる教育啓発活動に関する事項

- 第59条 本連盟は、必要により、顧問会・専門委員会を設けることができる。これらの規程は別に定める。

第7章 競技会及び記録

- 第60条 本連盟主催の競技会規則は公益財団法人日本陸上競技連盟（以下、陸連と称する）競技規則を準用する。

- 第61条 本連盟は関西学生陸上競技対校選手権大会、関西学生対校駅伝競走大会、関西学生対校女子駅伝競走大会、関西学生陸上競技種目別選手権大会兼混成選手権大会、関西学生新人陸上競技選手権大会兼ディムライトリレーズ、大阪学生陸上競技対校選手権大会、京都学生陸上競技対校選手権大会、兵庫学生陸上競技対校選手権大会、京都学生駅伝競走大会、関西学連競技会（記録会）、全日本大学駅伝関西地区選考会を毎年挙行する。

- 第62条 本連盟は東海・中国四国・九州の各地区学連との共催による秩父宮賜杯西日本学生陸上競技対校選手権大会の当番となったときは主管する。

- 第63条 本連盟は加盟校に主催競技会の要項を送付し、加盟校は要項に従い申し込むものとする。

- 第64条 本連盟主催の競技会の日時・場所は競技委員会の立案によって、強化委員会を経てコーチ会議で検討され、競技会を行う各府県の一般財団法人陸上競技協会（以下、陸協と称する）に申請を行う。決定された競技会の日程については、新年度の第1回代表員総会に報告される。

- 第65条 本連盟は次の記録を整理し、原則として以下の通りとする。

1. 本連盟の主催する競技会記録（永久保存）
2. 加盟校の公認対校競技会記録（5年保存）
3. 関西学生記録を公認する競技会記録（5年保存）

- 第66条 本連盟は毎年関西学生男子50傑・女子30傑を発行する。なお、第64条の1項と同様に永久保存する。

第8章 会計

- 第67条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 登録料
2. 分担金
3. 関係機関及び団体より受ける補助金
4. 事業収入
5. 寄付金及びその他の収入

- 第68条 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

- 第69条 会計業務に関する報告は定例代表員総会にて行わなければならない。また、各事業における会計業務は会計がこれを行い、全てについて監事の監査を受ける。

- 第70条 本連盟の会計は一般会計と特別会計とに分ける。会計規程は、これを定める。

- 第71条 本連盟は会計資料を整理し5年間保存する。

第9章 罰 則

- 第72条 本連盟の規約、申し合わせ事項又は遵守事項等に違反した加盟校、会員、第20条の役員及び事務局長に処罰を与える。なお、処罰の内容は以下の通りとする。
1. 戒告
 2. 登録資格の有期または無期停止
 3. 除名

第73条 前条の場合は倫理委員会にて審議し、評議員会で承認を得るものとする。倫理委員会の規程については、専門委員会に関する規程第2条、第3条及び第4条の第2項に従う。

第74条 前条にて決定された処罰の内容については、代表員総会に報告し、了承を得なければならない。

第10章 規約改正

第75条 本連盟規約の各項改正補修は代表員総会で総議決の三分の二以上の賛成により改正、補修する事ができる。

第11章 付 則

第76条 本連盟の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

[会賓・会友に関する規程]

第1条 本連盟規約第45条により以下の規程を定める。

第2条 会賓は本連盟が大会等の運営協力を依頼している近畿2府4県の一般財団法人陸上競技協会の会長に委嘱するものとする。評議員会で審議され、代表員総会に推薦される。

第3条 会友は次の各項該当者を毎年最初の定例代表員総会において推薦される。

1. 本連盟役員として4年以上務めた者
2. 本連盟学生役員として定められた任期を務めた者
3. 本連盟の会員でオリンピック大会・ユニバーシアード大会・世界選手権大会または、アジア大会に参加した者
4. 本連盟の良き理解者にして本連盟に特に貢献した者で、評議員会から推薦のある者

第4条 会賓、会友は本連盟の会賓、会友名簿に記載されるものとする。

[専門委員会に関する規程]

第1条 本連盟の規約第59条の規定による専門委員会として本規程第4条にあげる委員会を設置することができる。専門委員会は専門事項につき審議する。

第2条 専門委員会の委員は各専門委員会の特色によって適切な者を会長が委嘱する。

第3条 専門委員会は委員長1名（会長が委員長を兼任することも可とする）、委員若干名を以って組織する。

第4条 本連盟は次の専門委員会を置く。

1. 会長人事委員会・・・本連盟の次期会長の選出を協議する機関である。
2. 栄章審査委員会・・・功労章の候補を審議する機関である。
3. 倫理委員会・・・加盟校、会員、第20条の役員及び事務局長が以下の遵守事項等を違反したときに、その処罰を審議する機関である。
 - ①競技会において、不公正な方法により、他の会員の競技を妨害したとき
 - ②競技会への参加に際して、虚偽の申し出をしたとき
 - ③競技会において、不公正な運営を行ったとき
 - ④他人の権利または法律上保護される利益を侵害したとき
 - ⑤セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為を行ったとき

⑥前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為

4. 審判指導委員会・・・・・・本連盟の審判に関する専門事項を審議、指導する機関である。

〔アンチドーピングに関する規程〕

- 第 1 条 本連盟は会員及び指導者に対するアンチドーピング活動を行う。
- 第 2 条 前条の目的を達成するために、本連盟の関係する団体から派遣された講師の指導のもと、毎年度関西学連ドーピング講習会を行い、教育啓発活動を行う。
- 第 3 条 本連盟が主催する競技会で会員に対し陸連が実施するドーピング検査の遵守の徹底を図る。

〔登録に関する規程〕

- 第 1 条 本連盟に加盟を希望する者は所定の登録用紙に所定事項を記入し、所定の登録料とともに本連盟の指定する日時迄に納めなければならない。なお、加盟校の登録は学校単位で受理する。
- 第 2 条 登録用紙は2部作成し1部は本連盟に、1部は加盟校に保管する。
- 第 3 条 個人の登録は次の通りである。
1. 継続登録・・すでに前年度同大学で登録しており引き続いて登録する者。
2. 新規登録・・上記以外の者すべて。
- 第 4 条 加盟校の会員は、出身高校都道府県・学校所在地都道府県、または現在地都道府県の内一つの陸連加盟団体の都道府県名を登録陸協の欄に記入しなければならない。
- 第 5 条 会員の陸連への登録番号は本連盟の登録番号を以ってし、日本連合の登録証を以って陸連加盟団体競技者カードとする。
- 第 6 条 本連盟の登録をすませることによって地区陸協及び陸連登記登録の手続きは終了する。
- 第 7 条 登録名簿は6年間本連盟に保存しなければならない。

〔学生公認審判員に関する規程〕

- 第 1 条 学生公認審判員は現在第1学年以上、高等専門学校に在学する者は現在4学年以上の登録者で18歳以上の者でなければならない。
- 第 2 条 本連盟登録者の学生公認審判員は日本連合の公認審判員規程により陸連より認可される。
- 第 3 条 本連盟登録者の学生公認審判員は本連盟主催の学生公認審判講習会を修了しなければならない。
- 第 4 条 本連盟の学生公認審判員は本連盟主催の競技会に本連盟より委嘱された時は積極的に出席しその任にあたらなければならない。
- 第 5 条 加盟校は第1条に相当する会員総数の三分の一以上の学生公認審判員を保有せねばならない。
- 第 6 条 学生公認審判員は陸連が定める公認審判員バッチまたはマークをつける。

〔栄章に関する規程〕

- 第 1 条 日本学生陸上界や関西学生陸上界に功労、功績及び勲功があった者に栄章を贈り、その名誉を表彰するため、以下の規程を定める。
- 第 2 条 関西学生新記録章は関西学生新記録、若しくは最高記録を樹立した者に贈与される。その対象種目は関西学生陸上競技対校選手権大会・日本学生陸上競技対校選手権大会・日本学生（女子）ハーフマラソン選手権大会とする。なお関西学生陸上競技対校選手権大会で新たに正式種目に認定された種目については認定後3年経過した種目とする。栄章の贈与は関西学生陸上競技対校選手権大会の時に行う。
- 第 3 条 日本連合から本連盟に推薦依頼のある功労賞は、関西学生陸上競技界に特に功労のあった者を栄章審査委員会で選考し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。
- 第 4 条 本連盟は以下の新記録を樹立した者には褒賞金を贈与する。なお、リレー種目において選抜チームに所属し、以下の新記録を樹立した者には1/4相当額を贈与する。但し同一年度の同一種目において複数人の新記録樹立者が出た場合は、その年度の最高記録樹立者に贈与する。また、同一年度の同一のリレー種目において同一人物が単独チームと選抜チームで新記録を樹立した場合は、最上位の記録の褒賞金のみを贈与する。
なお、各大会の新記録やタイ記録についてはその対象ではない。
1. 日本新記録・・・一律50万円
 2. 日本学生新記録・・・一律30万円
 3. 関西学生新記録・・・一律10万円
- なお、リレー種目の日本学生記録は、単独チームの日本学生記録も対象とする。また、第2条に該当しない種目で日本新記録、日本学生新記録を樹立した者に対して、役員会で審議して褒賞金を贈与することがある。褒賞金額は一律10万円とする。
また、オリンピック大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会、世界ハーフマラソン、世界クロカンに本連盟に加盟する者が出場した場合及び上部団体（陸連、日本連合）から派遣を委嘱された指導者には激励金を5万円贈与する。また、世界ジュニア大会、アジア大会、アジア陸上に本連盟に加盟する者が出場した場合及び上部団体（同上）から派遣を委嘱された指導者には激励金を3万円贈与する。

〔記念式典に関する規程〕

- 第 1 条 加盟校が創部記念式典等を行う場合、本連盟に案内があった際の祝金については以下の通りとする。
- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 創部50年、創部100年という節目の記念式典 | 5万円 |
| 2. 1. を除く創部記念式典 | 3万円 |
| 3. 加盟校所属の選手が栄賞に関する規程以外で加盟校が行う記念式典 | 1万円 |

〔会計に関する規程〕

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は本連盟の会計業務について定める。
- 第 2 条 本連盟の会計は別表の科目によって行う。
- 第 3 条 本連盟の会計に関しては別に定める帳簿を備え、整然かつ明瞭に記録しなければならない。
- 第 4 条 本連盟の金銭出納は会計が掌り収入支出に関しては全て幹事長の承認が必要である。
- 第 5 条 予算及び決算は幹事長、会計が事務局長の助言を得て作成し、評議員会の承認を必要とする。
- 第 6 条 会計業務の全てにおいて監事の監査を必要とする。

第2章 予 算

第 7 条 本連盟の会計年度における一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出はこれを予算に編入しなければならない。

第 8 条 本連盟会計については翌年度予算案を年度開始10日前迄に作成しなければならない。

第 9 条 前条により作成された歳出予算はその範囲内で執行するとともに予算に定められた目的以外に使用してはならない。

第3章 金銭会計

第10条 当該会計年度に属する収入支出に関する出納は翌年度の1月15日迄に作成しなければならない。

第11条 全ての収入は入金に関する領収書を作成しなければならない。

第12条 全ての支出はその請求書及び関係書類を添付しなければならない。またその領収書を保存しなければならない。

第13条 本連盟の預金口座の銀行は会長名義で設けるものとする。

第4章 決 算

第14条 本連盟の収支決算書及び事業報告書を翌年度の1月15日迄に作成しなければならない。

第5章 資 産

第15条 本連盟の資産は会計担当の学生役員が保管する。

第6章 引 継

第16条 会計が交代する時は前任者と15日以内に預金現金、物品資産を後任者に引継がねばならない。

第17条 前条引継は監事立会の上帳簿現金預金等を照合して行うものとする。

第7章 雑 則

第18条 この規程を実施するための必要な事項については常任幹事会が立案し評議員会に諮問する。